

改正

平成13年3月9日条例第29号

平成16年3月11日条例第20号

エコポリス板橋クリーン条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 環境保全（第3条—第7条）

第3章 環境美化（第8条—第14条）

第4章 雑則（第15条—第18条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、かけがえのない地球環境を良好な状態に保ち、次の世代に引き継いでいくために、環境にやさしい暮らし方や事業活動に努め、エコポリス板橋の実現を目指すとともに、ごみの投げ捨て等を防止し、地域の環境美化活動の一層の推進を図り、もって区民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 不要なアイドリング 自動車等を駐車又は停車する場合に、必要がないにもかかわらずエンジンを稼働させている状態をいう。
- （2） 小型焼却炉 焼却施設のうち、火格子面積が0.5平方メートル未満のものをいう。
- （3） 伝統的行事等 風俗慣習上又は宗教上の行事及び学校教育又は社会教育活動をいう。
- （4） 飲食料容器 飲食料を収納し、又は収納していた缶、びんその他の容器をいう。
- （5） 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する飲食料容器以外の物をいう。
- （6） 落書き 公共の場所等に、みだりに文字、図形等を描く行為であって、地域の景観を損ねるものをいう。
- （7） 区民等 区内に居住し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。

- (8) 事業者 区内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (9) 団体 区民等又は事業者を構成員として活動する団体及びこれらの連合体をいう。
- (10) 関係行政機関 区の区域を管轄する警察署、消防署、国道及び都道の管理事務所その他の行政機関をいう。
- (11) 公共の場所等 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び東京都板橋区管理通路条例（平成7年板橋区条例第16号）第2条に規定する区管理通路をいう。以下同じ。）、公園、広場その他の公共の場所及び他人が所有し、又は管理する土地、建物若しくは工作物をいう。

一部改正〔平成13年条例29号・16年20号〕

第2章 環境保全

（区の責務）

第3条 区は、環境保全に関する施策を総合的に推進しなければならない。

- 2 区は、区民等、事業者又は団体の行う環境保全に関する活動を支援するとともに、地球環境の保全に関する意識の啓発をしなければならない。

（区民等の責務）

第4条 区民等は、環境に配慮した生活をするよう努めなければならない。

- 2 区民等は、この条例の目的を達成するため、区が実施する環境保全に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業を営むにあたって、環境に配慮した事業活動をするよう努めなければならない。

- 2 事業者は、この条例の目的を達成するため、区が実施する環境保全に関する施策に協力しなければならない。

（団体の責務）

第6条 団体の代表者等は、団体の構成員に対し、環境保全に関する意識の啓発を図るよう努めなければならない。

- 2 団体は、この条例の目的を達成するため、区が実施する環境保全に関する施策に協力しなければならない。

（地球環境への配慮）

第7条 自動車等を使用する者は、自動車等からの窒素酸化物及び二酸化炭素等の排出を抑制する

ため、不要なアイドリングを停止しなければならない。

- 2 自動車駐車場等の所有者又は管理者及び自動車等を使用する事業者は、その利用者及び従業員に対し、不要なアイドリングの停止について、周知し、啓発をしなければならない。
- 3 区民等及び事業者は、ばいじん、ダイオキシン類等の排出を抑制するため、小型焼却炉により、又は焼却施設によらないで、ごみを焼却してはならない。ただし、板橋区規則で定める小型焼却炉による焼却又は伝統的行事等を行うために必要な焼却行為については、この限りでない。

一部改正〔平成13年条例29号〕

第3章 環境美化

(区の責務)

第8条 区は、環境美化に関する施策を総合的に推進しなければならない。

- 2 区は、区民等、事業者又は団体の行う環境美化に関する活動を支援するとともに、地域環境の美化に関する意識の啓発をしなければならない。

(区民等の責務)

第9条 区内に居住する者は、自宅の周辺において、清掃活動その他の環境美化に努めなければならない。

- 2 区民等は、この条例の目的を達成するため、区が実施する環境美化に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第10条 事業者は、事業所及びその周辺等の事業活動を行う場所において、清掃活動その他の環境美化に努めなければならない。

- 2 飲食料容器及び吸い殻等の散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う事業者は、その散乱を防止するため、区民等に対する意識の啓発、回収容器の設置その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、この条例の目的を達成するため、区が実施する環境美化に関する施策に協力しなければならない。

(団体の責務)

第11条 団体の代表者等は、団体の構成員に対し、環境美化に関する意識の啓発を図るよう努めなければならない。

- 2 団体は、活動する地域において、清掃活動その他の環境美化に努めなければならない。
- 3 団体は、この条例の目的を達成するため、区が実施する環境美化に関する施策に協力しなければ

ばならない。

(喫煙者の責務)

第12条 区民等は、道路、公園、広場その他の公共の場所を歩行中又は自転車に乗車中に喫煙をしないよう努めなければならない。

追加〔平成16年条例20号〕

(禁止行為)

第13条 区民等は、公共の場所等にみだりに飲食料容器又は吸い殻等を捨ててはならない。

2 区民等は、公共の場所等に落書きをしてはならない。

3 犬の飼い主又は管理者は、公共の場所等に犬のふんを放置してはならない。

一部改正〔平成16年条例20号〕

(路上禁煙地区)

第14条 区長は、特に必要があると認める地区を、路上禁煙地区として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、終日又は時間帯を限って行うことができる。

3 路上禁煙地区においては、道路上で喫煙する行為及び道路上（沿道の植栽帯を含む。）に吸い殻を捨てる行為を禁止する。

4 区長は、路上禁煙地区を指定し、変更し、又は解除しようとするときは、区長が別に定める機関の意見を聴くとともに、関係行政機関と協議するものとする。

5 区長は、路上禁煙地区を指定し、変更し、又は解除したときは、その旨を告示するものとする。

追加〔平成16年条例20号〕

第4章 雑則

(勧告)

第15条 区長は、第7条又は第13条の規定に違反している者に対し、環境保全及び環境美化の促進を図るため必要な限度において、指導又は勧告をすることができる。

一部改正〔平成16年条例20号〕

(公表)

第16条 区長は、前条の規定に基づく勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ公表に係る者の意見を聴くものとする。

一部改正〔平成16年条例20号〕

(顕彰)

第17条 区長は、環境保全又は環境美化の推進に貢献した区民等、事業者及び団体を顕彰することができる。

一部改正〔平成16年条例20号〕

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、板橋区規則で定める。

一部改正〔平成16年条例20号〕

付 則

この条例は、平成11年2月1日から施行する。

付 則 (平成13年3月9日条例第29号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成16年3月11日条例第20号)

この条例は、平成16年7月1日から施行する。ただし、目次の改正規定（第5章に係る部分に限る。）及び第4章の次に1章を加える改正規定は、板橋区規則で定める日から施行する。